

【要支援】

☆基本サービス費(通常規模型)

(円)

	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	2,121	4,131

科学的介護推進体制加算	42 円/月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報と、疾病の状況や服薬情報等をLIFEに提出しサービスの提供に活用した場合	※
口腔機能向上加算(Ⅱ)	166 円/回	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して口腔機能向上の指導、訓練を行い口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合	※

★その他加算項目

生活行為向上リハビリテーション実施加算(6ヵ月以内)	581 円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションを実施した場合	
運動器機能向上加算	233 円/月	理学療法士等が運動器の機能向上を目的とし、個別にリハビリテーションを行った場合	
栄養アセスメント加算	52 円/回	管理栄養士を1名以上配置し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施した場合	※
栄養改善加算	207 円/月	低栄養状態の利用者又はそのおそれのある利用者に対して栄養管理を行った場合	
若年性認知症受入利用者受入加算	248 円/月	若年性認知症の方を受け入れた場合	
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)(該当者のみ1月につき)	496 円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち2種類のサービスを実施した場合	
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)(該当者のみ1月につき)	724 円/月	運動器機能向上、栄養改善、及び口腔機能向上サービスの3種類のサービスを実施した場合	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(要支援1)	91 円/月	介護職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(要支援2)	182 円/月		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬による	算定した介護報酬単位の4.7%に相当する単位数から得られる金額	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	介護報酬による	算定した介護報酬単位の(Ⅰ)2.1%・(Ⅱ)1.7%に相当する単位数から得られる金額	

※LIFE;科学的介護情報システム(厚生労働省によるご利用者の状態やケア内容など介護分野の根拠を集めるデータベース)への情報提出が必要

・その他費用

食材料費	500 円/日
おやつ代	100 円/日
日常生活費(おしぼり・石鹸など)	200 円/日
教養娯楽費(レクリエーションなど)	150 円/日
パッド・おむつ(状態により適宜使用します)	70・180 円/枚
学習療法料(該当者のみ)	2,200 円/月
理容代(希望の方のみ)	2,400 円/回
文書料(利用証明書・健康診断書等)	3,300円～11,000円
キャンセル料(前日17:00までのご連絡)	無料
キャンセル料(前日17:00以降のご連絡)	600 円/回